

樋口直喜 一般質問

2015.06.15：平成27年第3回定例会（第12日・6月15日）

○樋口直喜 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告しております二項目について一般質問をさせていただきます。初当選後、初めての一般質問となります。しっかり努めさせていただきたいと思しますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、一項目めの広報広聴活動についてでございます。広報広聴活動については、私が民間の広告代理店で働いていた経緯もあり、関心分野でもございます。また、現在、地方創生が進められる中、川越市内外の住民に対し、川越に住み続けたい、住みたいと思われるように、川越の魅力をしっかりと伝える必要があると考えます。また、一方的に行政情報を伝えるだけでなく、市民の声を拾い上げ、行政に反映していくことも重要な点でございますので、広報広聴、両面における市の認識やあり方を中心にお伺いさせていただきます。

なお、今回、広報広聴活動についてというタイトルで通告させていただいておりますが、行政における広報という概念は、戦後GHQによってPR、すなわちパブリックリレーションズ概念が導入され、そのPRという言葉を広報と和訳したことに始まるとされており、市民と行政の双方向のコミュニケーションを通じて良好な関係性を構築するための諸活動全般を意味しておりました。

このことを踏まえ、広報の言葉の中には、もともと広聴の意味も含まれているわけであり、これまでの運用上から一般的に広報活動と申しますと、情報発信、お知らせの意味合いが強い傾向にありますので、誤解がないように広報広聴活動とさせていただきます。しかし、近年、協働の重要性の高まりやICT利活用などの面から、広報に対し、本来持っているPRの意味に立ち返り、行政と市民の関係性構築のための諸活動として捉えようとする機運が全国的に高まっており、今後もその機運は高まっていくであろうことを念頭に置いた上で、話を進めさせていただきます。

川越市の広報広聴活動に対して、先日いただきました川越市満足度調査報告書の二百ページ、四、自由意見の中に興味深い回答が幾つかございましたので、一部抜粋して御紹介させていただきたいと思っております。

まず一つ目に、市政に関して全体像が見えません。広報を見るぐらいしか手だてがないように思いますという御意見。次に、選択肢の中に詳しく知らないというものもあればよいかと思います。認知されていないというのも一つの現状であるので、次回やるときはそのあたりを検討していただけたらうれしいです。そして最後に、正直言って市がどれぐらいのことをやっているのか調べもせず、漠然とした印象と個人的な思い込みに基づいて回答してしまいましたという御意見でございます。これらはそれぞれの個人の思いや認識によった定性的な回答ですので、どれだけの市民の方が同様に感じているのかといった定量的な裏づけはありませんが、現在の広報活動における諸課題をある程度示唆しているのではないかと考えます。

まず、お一人目の御意見から見えますのは、市民はどうやって市政情報を得ればよいかわかっていないということでございます。広報川越ぐらいしか手だてがないと言われておりました。また、お二人目の御意見から、市民の市政に対する認知度の低さが示されており、そして三人目の方の御意見では、その認知度の低さからさらに一歩踏み込み、市民は市政に対する正当な評価ができていないと捉えることができると思っております。

これまでも担当職員の皆様には日ごろより御尽力いただいているとは思いますが、現在、皆様御承知のとおり情報化が進み、市民一人一人が受発信する情報量は以前より数倍も多くなっており、また、ライフスタイルも十人十色から一人十色と言われる時代となり、政治に対する期待の低さも相まって、行政が広報活動を効率的に行うことは以前よりも格段に難しくなっていると思われ、

しかし、そのような背景の中におきましても、行政

において市民のため、川越のためを一身に思い、皆様が日々御尽力いただいていることや成果をぜひ広報活動を通じてしっかりと市民の方に伝え、認識していただき、正当な評価のもと、川越のすばらしさを市内外の皆様に共有していただき、協働等、行政と市民が一体となった市政運営が行われることを願います。

そこで、今後より一層広報活動の重要性を御認識いただき、広報活動を積極的に推進していくことが、市民と行政の信頼関係の構築につながり、迫り来る社会の諸問題への解決の糸口になり得ると信じ、ここまでの話を踏まえましてそれぞれ質問に移らせていただきます。

一回目の一点目として、人口減少や協働の推進といった課題がある中、市政情報を市民へしっかりと伝え、市への満足感を生み出していくことは非常に重要であると考えているが、広報広聴活動の重要性について市はどのように認識しているかお伺いいたします。

二点目として、現在の川越市の組織では、広報室は市長、副市長直轄の組織であり、広聴課は市民部の中に置かれております。そこで、広報室と広聴課が分かれている理由及びそれぞれの分掌事務はどのようなものか、お伺いいたします。

三点目として、先日のように広報を見るしか手だてがないという御意見もございますので、市の広報広聴活動の現状として、具体的にはどのようなものがあるか、また、その予算はどれぐらいかお伺いいたします。

四点目として、大きな意味で広報活動といいますと、広報室及び広聴課以外の各部署においても広報活動は行われていると思われれます。また、過去の一般質問でも、各部署におかれまして周知いたしますという御答弁が散見されます。そこで、各部署における市民に対する情報受発信の取り組みにはどのようなものがあるか、また、各部署には情報受発信担当者はいるのかお伺いいたします。

五点目として、これまでの広報活動の変遷を確認するため、過去六年間で新たに取り入れた、及び取りやめた広報広聴の手法はあるのか、また、取り入れた手法のうち、他市に先駆けて取り入れた手法はあるのかお伺いいたします。

六点目として、今後、広報活動において新規手法がとられることを想定し、どのような経緯で新たな手法を取り入れるに至るのかお伺いいたします。

以上、六点をお伺いいたしまして、一項目めの一回目の質問とさせていただきます。

次に、二項目めの自転車の安全利用についてでございます。

川越市では、第三次川越市総合計画実施計画の第三

章第二節、施策二における交通政策推進事業、こちらは重点事業ともされておりますが、事業の目標概要として、市街地における交通の円滑化を推進するため、公共交通機関や自転車の利用促進及び利便性の向上を図り、自動車交通量の低減を目指すとともに、適正な交通規制の導入などを検討しますとされており、コミュニティサイクルを代表として、市民の自転車利用を推進されているところでございます。

私としましても、自転車の利用推進については、交通施策としてはもとより健康促進の観点、また、CO₂排出量削減といった環境施策の観点からも同意するところでございます。しかし、自転車利用者の増加は、当然のこと、自転車関連事故の増加にもつながることが想定されます。市として、自転車利用を推進する上では、市民の皆様に対して自転車の事故への注意喚起をすることや、自転車を安全に利用していただくための指導啓蒙活動を行うなど、利用推進と啓蒙活動を両輪として進めていくことが必須であると考えます。

そこで、自転車利用をより一層推進するために、自転車の安全利用について、利用者のマナー向上及び事故防止の観点から一回目の質問として四点お伺いいたします。

一点目として、皆さん御承知のとおり、去る本年六月一日に改正道路交通法が施行されました。今回の法改正について市民の皆様のお声を伺っておりますと、法改正の内容について少し誤解や一部情報が錯綜しているように感じましたので、一度市の認識を確認させていただきたく、今回の法改正でこれまでと変わった点についてお伺いいたします。

二点目として、現在の川越市の事故状況、特に自転車関連事故の現状を確認するために、過去三年間における人身事故件数と自転車に関係する事故の件数及び事故全体に占める自転車関連事故の割合についてお伺いいたします。

三点目として、川越市では、これまで自転車のマナー向上及び事故防止についてどのような施策を講じてきたかお伺いいたします。

四点目として、法改正が施行されたことを契機に、新たな取り組みを行う意向はあるのかお伺いいたします。

以上、四点をお伺いいたしまして、二項目めの一回目の質問とさせていただきます。

(副市長登壇)

○副市長 直轄でありますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、市の認識についてでございます。

市民ニーズに即した行政運営を行うためには、積極的な情報提供により透明性を確保するとともに、市民の皆様の声を集め、施策に反映させる必要がございます。また、人口減少社会において持続可能な自治体となるために、いつまでも住み続けたいと思っただけのような市の魅力を発信するとともに、市政への市民参加を進め、市民と協働を推進するためにも、市民の皆様との情報の共有はますます重要になると認識しているところでございます。

続きまして、広報活動の現状についてでございます。広報媒体としては、広報川越、市民のしおり、テレビ広報わが街川越、市公式ホームページ等がございます。平成二十七年度の事業費予算総額で一億二千八百五万円でございます。広聴につきましては、市政懇談会、タウンミーティング、市民意見箱、陳情・要望、市民意識調査等がございます。平成二十七年度の事業費予算総額で二百六十六万七千円でございます。

続きまして、情報発信の取り組みについてでございます。広報活動といたしましては、防災行政無線、市民課窓口等に設置されている番号案内表示システム、ごみ分別アプリ、各種出前講座、講演、情報誌、パンフレット、チラシ等がございます。広聴活動に対しましては、農政モニター、戸別訪問、各種意識調査、アンケート等がございます。また、各部署におきましては、各事務担当者が情報の受発信の事務を行っており、専任の担当者は置いておりません。

続きまして、新たに取り入れた手法についてでございます。広報媒体としては、ユーチューブを利用した川越市チャンネルによる動画配信、市公式ツイッター、電子ブックがございます。広聴についてはタウンミーティングがございます。それぞれの事業については随時見直しを行っておりますが、取りやめた手法はございません。また、他市に先駆けて取り入れた手法もございません。

新たな手法を取り入れるに至った経緯でございます。ICTの進展や新たな情報媒体の普及などの社会的な環境の変化、市民のニーズ、導入費用や業務量、他市の状況等を総合的に勘案し、導入を決定しております。

以上でございます。

(政策財政部長登壇)

○政策財政部長 御答弁申し上げます。

広報室と広聴課が分かれている理由及びそれぞれの分掌事務についてでございます。

まず、広報室と広聴課についてでございます。両所属につきましては、平成十五年度に統合しまして、その後、平成十九年度の組織改正におきまして現行の組

織に分割しております。分割した理由でございますが、市民の皆様からの行政への要望の増加、及び情報発信手段が多種多様化する中、それぞれ専門部署で柔軟かつ迅速に対応するためでございます。

次に、両所属の分掌事務でございますが、広報室につきましては、広報紙等の編集及び発行、ホームページ等による広報、報道機関との連絡などがございます。広聴課につきましては、市民のニーズの把握や意見に関する業務といたしまして、市政懇談会、市民意見箱、陳情・要望及び市民意識調査等に関すること、また、相談業務といたしまして、市民相談、消費生活に関することなどがございます。

以上でございます。

(市民部長登壇)

○市民部長 御答弁申し上げます。

初めに、今回の法改正でこれまでと変わった点についてでございます。

今回の改正により、悪質な自転車利用者に対し、安全講習の受講が義務づけられることになりました。対象の違反行為といたしましては、信号無視、通行禁止違反、指定場所一時不停止等、安全運転義務違反を初めとする十四類型で、三年以内に違反切符による取り締まり、または交通事故を二回以上繰り返した場合、公安委員会によって、三カ月以内に受講料として五千七百円が必要となる自転車運転者講習を受講することが命じられることになりました。また、この受講命令に従わない場合には五万円以下の罰金が課されることとなっております。なお、受講の対象者は十四歳以上でございます。

次に、過去三年間における人身事故件数と自転車に関係する事故の件数及び事故全体に占める割合についてでございます。

警察からいただいた資料によりますと、川越市における過去三年間の人身交通事故発生件数は、平成二十四年が一千七百九十二件、平成二十五年が一千八百四十三件、平成二十六年が一千六百三十七件で、このうち自転車の関係するものは、平成二十四年が五百五十件で人身交通事故全体の三〇・六%、平成二十五年が五百三十一件で二八・八%、平成二十六年が四百五十二件で二七・六%と、減少傾向となっておりますが、自転車の関係する事故の割合を全国と比較いたしますと、約一〇%多くなっている状況でございます。

次に、市がこれまで講じてきた自転車のマナー向上及び事故防止対策についてでございます。

市といたしましては、警察や各交通関係協力団体と協働して交通事故防止キャンペーンを実施し、広く市民に交通安全思想の普及、浸透を図り、交通ルールの

遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づける呼びかけを行ってまいりました。また、交通指導員や市職員、警察が中心となって、各学校や自治会等に出向いて交通安全教育を行うなどのソフト面の対策や、危険と思われる交差点等において「自転車も止まれ」などの路面標示、注意喚起看板の設置、カーブミラーの設置、歩道やガードレールの設置、道路改良工事等、ハード面の交通事故防止対策をあわせて行ってまいりました。

最後に、法改正を契機とした新たな取り組みを行う意向についてでございます。従前の取り組みに加えまして、今回の法改正についての概要など、チラシ等を活用いたしまして広く市民に周知いたしまして、自転車利用者の交通ルールの遵守と運転マナーの一層の向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

(樋口直喜登壇)

○樋口直喜 それぞれ御答弁いただきました。ありがとうございました。

広報活動については、市としても同様に重要性を御認識いただけているとのことでした。また、広報室と広聴課が分かれている理由につきましては、もともと分割していた部署が統合、分割を経て現在に至っているとの背景を伺いました。

現在行っている広報活動の具体的な手法と予算についても御答弁いただきました。広報川越のほかにも、さまざまな形で情報発信が行われており、広聴についても同様にいろいろな手法でアプローチいただいているようでございます。それぞれさまざまに検討され、実施されてきた施策でもございますし、予算もかかることでございます。広報川越以外は知らないと言われてしまうのはとても残念なことでございますので、広報広聴手法、それ自体の周知もぜひ御検討いただきたいと思えます。

各部署の広報活動についても御答弁いただきました。さまざまな手法を使って周知を図り、市民の声も拾い上げようと御尽力いただいていることがわかりました。また、各部署に広報活動における担当者については、置いていないとの御答弁でございました。これは逆の視点から申しますと、全庁的に全職員が広報広聴の担当者になり得るといふことであると思われまます。

過去六年間で取り入れた手法にも御答弁いただきました。他市に先駆けて取り入れた手法はないものの、広報ではＩＣ利活用が進められ、広聴についてもタウンミーティングが取り入れられております。一方で、

取りやめた手法はないとの御答弁もございました。こちらにつきましては、まだ川越では広報広聴活動については推進が進められてきて間もなく、まだスクラップ・アンド・ビルドを検討するには至っていない状況であると理解させていただきました。

また、あわせて新たな手法が取り入れられる経緯もお答えいただき、社会の変化や市民ニーズ、他市の状況、コストなどを総合的に判断されるとのことでしたが、今後ますます情報分野において社会は変化をし、市民のニーズは高まっていくことが予想されます。あわせて、ほかの自治体もさまざまな手法を検討されてくると思われますので、ぜひ社会の流れに合った手法の採用を御検討いただけますようお願いいたします。

では、これらの御答弁を受けまして、一項目め、二回目の質問に移らせていただきます。

一点目として、前段で広報活動、すなわちＰＲにおいて双方向のコミュニケーションが重要である点を述べさせていただきましたが、これまでの経緯から、現在では広報室と広聴課が分かれている状況であることを御説明いただきました。そこで、広報室と広聴課が分かれていることについて、市民と行政の双方向コミュニケーションの観点から、組織を統合することについて、これまで検討したことはあるか伺いたします。

二点目として、先ほどの御答弁の中で、全庁の全職員が広報広聴担当の役割を担う可能性が示唆されました。そこで、市が受発信する情報について、情報受発信のよりどころとなる統一的な指針のようなものにとつて広報活動が行われているのか、お伺いたします。

三点目として、他市では広報の意義や環境が変化する中、戦略的に広報活動を行うため、広報戦略プランの策定が進んでいるようでございます。そこで、他市における広報戦略プランの策定状況についてお伺いたします。

四点目として、今後の市民への新たな広報広聴手段の導入について、市の検討状況をお伺いたします。

以上、四点をお伺いいたしまして、一項目めの二回目の質問とさせていただきます。

続きまして、自転車の安全利用についてもそれぞれ御答弁いただきました。

法改正によって変わった点については、二回以上違反した者、または二回以上事故を起こした者に対する安全講習の義務化であり、対象となっている十四類型の違反行為自体は従前より変わりがないと理解いたしました。一部の市民の方は、この十四類型の違反行為が今回の法改正により初めて摘発対象として設定されたことと誤解しており、摘発を過剰に意識するが余り、

自転車に乗るのが不安になったなどの声も聞こえておりますので、もう少し踏み込んで確認させていただきます。

埼玉県警は、改正前の自転車利用者に対する取り締まりにおいて交通切符、これはいわゆる赤切符と呼ばれておりますが、交通切符を交付する摘発のほかに、摘発まではいかない違反者に対しては、自転車レッドカードを交付してきたと認識しております。二〇一五年五月三十日付の産経新聞によりますと、埼玉県内において昨年ではおおよそ五十万枚のレッドカードが交付されたとされています。

そこで二回目の一点目として、これまで運用されていたレッドカードが交付される状況と摘発される状況の差異はどのように理解しているか、また、その運用は法改正後も変わらないという理解でよいかお伺いいたします。

次に、過去三年間における事故件数と自転車が関係する事故の件数、及び事故全体に占める割合について御答弁いただきました。川越市内における事故件数及び自転車に關係する事故の件数は、減少傾向にあるようですが、事故総数に占める自転車事故の割合は、全国で比較すると一〇%ほど多くなっているとのことのお答えでした。

また、これまで行われてきた施策についてもお答えいただきました。安全教室といったソフト面の対策にあわせて、ハード面の対策も進めてきていただいているとのことでした。法改正を契機とした新たな取り組みとしては、ここでも周知活動を中心としてお考えのようでございます。現在、事故総数及び自転車の關係する事故の件数が減少傾向にあるという点では、これまで講じられてきたさまざまな施策の効果のあらわれであり、担当職員の皆様の日々の努力には頭が下がる思いでございます。

一方で、事故総数に占める割合で見ますと、川越市は全国と比較して割合が高く、事自転車の安全利用については、交通安全上の課題として認識をし、今後も積極的な取り組みが行われることが望ましいと考えられます。

これらをもとに、さらに三点お伺いいたします。

二回目の二点目として、事故件数の減少についてどのような施策が有効に働いていたと考えているか、お伺いいたします。

三点目に、埼玉県では、自転車利用者の交通ルールの徹底とマナーの向上を目的として、埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例が平成二十四年四月一日に施行されましたが、制定されたことの意義及び効果をどのように捉えているかお伺いいたします。

四点目に、安全教室が実施される手順及び過去三年

間の実施実績と、特に高齢者に対して実施した実績についてお伺いし、二回目の質問とさせていただきます。

(政策財政部長登壇)

○政策財政部長 御答弁申し上げます。

組織を統合することについてのこれまでの検討についてでございます。組織の見直しにつきましては、国、県からの業務の権限移譲及び臨時的業務への対応などのほか、各所属に対しまして、現在の組織上の課題や行政課題に対応するための体制などにつきまして毎年度調査を実施し、検討を行っております。

広報室と広聴課の関係につきましては、平成十九年度の分割以来、検討段階におきまして、特に業務上の課題などが見受けられなかったことから、現在に至っているところでございます。

以上でございます。

(副市長登壇)

○副市長 市が発信する情報についてでございます。現在のところ、統一的な指針のようなものはございません。

広報戦略の他市の策定状況でございます。中核市においては、四十四市中、旭川市、函館市、盛岡市、前橋市、船橋市、金沢市、大津市、久留米市、大分市、宮崎市の十市でございます。県内市においては、戸田市一市が策定している状況でございます。

続きまして、新たな広報広聴活動手段の導入についての市の検討状況でございます。市では、新たな情報発信手段として、平成二十四年九月から川越市公式ツイッターを導入し、災害時等に関する情報の発信を開始いたしました。現在では、イベント情報や季節の情報等についても発信しているところでございます。今年度は、フェイスブックの導入に向けて検討を進めているところでございます。

以上でございます。

(市民部長登壇)

○市民部長 御答弁申し上げます。

初めに、これまでのレッドカードが交付されている状況と摘発をされる状況の差異と法改正後の運用についてでございます。

今回の改正は、従前の運用にプラスして、三年間に二回以上の摘発等を受けた悪質自転車運転者に対して講習の受講義務が加わったものでございます。また、摘発される対象である十四類型の違反行為は従前から違反行為であることに変わりはなく、警察によりますと、レッドカードは警告の意味で交付し、悪質、危険なもの、または交通事故に直結したものは、これ

までも交通切符を交付する摘発を含めた取り締まりを行ってきたと聞いております。

このことから、法改正施行後も違反自転車に対するレッドカードが交付される状況や摘発をされる状況に差異はなく、その運用は何ら変わることはないと考えております。

次に、交通事故件数の減少について、どのような施策が有効に働いたと考えているかについてでございます。

近年、川越市における交通事故発生件数につきましては、右肩下がりに減少してございます。しかし、今まで行ってまいりました各種施策のうち、特定の施策が有効に働いたというのではなく、交通事故防止キャンペーン、交通安全教育、道路管理者としての交通事故防止対策、そして警察署、自治会連合会、交通安全協会、交通安全母の会などの交通関係機関や団体が一丸となって、交通事故を減らしていこうという願いと努力が実を結び始めたものと考えてございます。

しかしながら、死亡交通事故を初めとする人身交通事故は市内で年間に一千六百件以上も発生している状況があり、これを一件でも減少させるべく、市といたしましては、これからも最大限の努力を行ってまいりたいと考えております。

次に、埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例の意義及び効果についてでございます。

この条例が制定された背景には、自転車に関係する交通事故の多発や損害賠償事案の発生、あるいは自転車利用者の交通ルール違反やマナーの悪さが社会問題化していること、さらに自転車利用者の増加が挙げられております。こうした点を踏まえ、条例制定の趣旨は、歩行者、自転車、自動車等がともに安全に通行できる地域社会の実現を図るとするもので、これが意義と置きかえられるものと考えているところでございます。

また、条例の効果といたしましては、この条例に基づきまして、行政が自転車の安全な利用の促進に関する総合的な施策を実施し、また、県民及び関係団体が自転車の安全な利用に関する取り組みを自主的かつ積極的に実施し、さらに事業者は従業員に対する啓発などを推進、実施することによりまして、広く自転車の交通事故に役立つものと考えております。

最後に、交通安全教室が実施される手順及び過去三年間の実施実績についてでございます。

交通安全教室が実施される手順につきましては、現在のところ、申し込み制となっており、主に学校や自治会等から依頼を受けて行っております。過去三年間の交通安全教室の実施実績につきましては、川越警察署でも独自に実施しておりますが、川越市が実施した

回数と受講人数で申し上げますと、平成二十四年度は百六十回、延べ一万五千九百二十六人、平成二十五年度は百六十回、延べ一万五千六百六十一人、平成二十六年度は百七十八回、延べ一万七千五十人で行ってまいりました。また、このうち高齢者に対して実施した実績でございますが、平成二十四年度は十五回、延べ九百二十七人、平成二十五年度は十八回、延べ九百八十五人、平成二十六年度は十九回、延べ千七百七十人で行ってまいりました。

このほかにも、市の職員が赴いて行う防犯のまちづくり出前講座という犯罪被害防止や注意喚起を中心とした防犯教室がございまして、このような場合におきましても、交通事故防止関係のワンポイントアドバイスも内容に盛り込む等をしているところでございます。

以上でございます。

(樋口直喜登壇)

○樋口直喜 それぞれ御答弁いただきました。

広報広聴の組織の統合につきましては、これまで課題が見受けられなかったため、検討もされなかったとのことでございます。しかし、今後はお話をさせていただいてきたように、双方向のコミュニケーションの重要性が高まってまいります。決して組織として広報広聴が一緒でなければ対応できないということではないと思っておりますが、どう対応していくのかについて、方向性を御検討いただければと思います。

また、現在、全庁的に全職員が広報広聴の活動を担うとも言える体制である中、市における統一的な指針はないと明快にお答えいただきました。それぞれ各部署における分掌事務につきましては、職員の皆様は専門家であるわけでございます。しかし、広報活動については、広報室、広聴課以外の職員さんにとっては専門外の方でございますので、職員の方一人一人の資質によって活動の質にばらつきがあるのかなど、そう理解させていただきました。他市では、統一的指針となる広報戦略プランを作成していることも把握なされているようでございます。他市の事例もふえてきておりますので、ぜひ研究の上、御検討いただきたいと思います。

新しい手法としては、ツイッターで災害情報の発信を開始したこと、また、今年度にはフェイスブックの導入を検討していることを御答弁いただきました。ツイッターやフェイスブックといった民間の企業が提供しているサービスを活用することは、初期投資がかからないことや、市民の接点をふやしていくという面で、ぜひ進めていただきたいと思います。

しかし、一方で、他者が提供しているサービスを利

用することは、そのサービスの利用登録が前提であることや、サービスを提供している会社の方針次第でサービスの内容が変更、または消滅してしまうということも考慮しなくてはなりません。

そこで、このように他者のサービスをうまく利用していくこととあわせて、行政として独自の広報広聴手段を確立していくことが重要だと考えます。この点については、戸田市では独自の手法として、市民と行政との協働でまちづくりを進めるため、開発段階から市民と一緒に作り上げてきたスマートフォン用アプリ「t o c o ぷり」の提供を昨年度末から始めており、市独自のコンテンツとして市民の評価も上々であると伺っております。これらの点を踏まえまして、一項目め、三回目の質問に移らせていただきます。

一点目です。ツイッターは、情報発信手段としてのみ利用しているようですが、フェイスブックなど新たな手段を検討するに当たり、双方向コミュニケーションの必要性をどのように考えるかお伺いいたします。

二点目として、他の自治体が導入しているアプリのような独自コンテンツについて、有効性をどのように考えるか、また、導入する意向はあるのかお伺いいたします。

最後の三点目として、市として広報活動の強化を図るためには広報戦略プランのようなものを策定し、全庁的に取り組んでいく必要があると思うが、市として策定する考えはあるのか、また、各担当部署が効果的に広報広聴活動を行っていくための職員研修を実施していく考えはあるのかお伺いいたしまして、一項目めの質問を終わらせていただきます。

続きまして、自転車の安全利用についてもそれぞれ二回目の御答弁をいただきました。レッドカードが交付される状況と摘発される状況の違いについて御回答いただきました。

今回の法改正のポイントとしては、講習の受講義務が加わったことであり、取り締まり対象自体は従前と変わりなく、警告としてのレッドカード、摘発としての交通切符はこれまでどおり運用されるということがわかりました。もちろん実際に取り締まりを行うのは警察となりますので、警告か摘発かの判断は警察の取り締まりの運用方針によると思われます。

自転車に乗るのが不安になったとの声も紹介させていただきましたが、交通安全のためには、自転車も車と同様に摘発される可能性を常に意識していただくということは、必要なことでもございますので、自転車利用者に対しまして、この法改正を契機に、改めて取り締まり対象である違反行為を確認していただき、摘発数はもとより、レッドカードの交付枚数も減少するよう、お一人お一人に交通ルールを意識してい

ただけるよう、市としてさらに啓蒙及び指導をしていただきますようお願い申し上げます。

事故減少に寄与した施策については、特定の施策ということではなく、関係各位とともに一丸となってさまざまな施策を講じてきた結果であるとお答えいただきました。また、事故件数は減少傾向にあるものの、いまだ年間一千六百件以上の事故が発生している事案に対し、少しでも減少していくとの意気込みをお答えいただきました。

また、埼玉県条例の意義と効果については、自転車の安全利用のための具体的な取り組みを行政、県民、関係団体、事業者が一体となって推進するための指針であるとともに、実施に当たった原動力となると理解いたしました。

自転車の安全利用については、御答弁いただきましたとおり、行政だけが対策を講じても、市民の皆様や事業者といった関係各位の御理解、御協力なくしては推進することは難しいと思われまます。その点において、関係各位が一丸となっていくための指針としても、条例の制定は一定の効果があると思われまます。平成二十四年の埼玉県の条例施行を受けまして、坂戸市などでは、独自に自転車の安全な利用に関する条例を制定しております。

そこで、三回目の一点目として、埼玉県に続き、坂戸市等の自治体で独自に自転車の安全な利用に関する条例を制定している状況をどのように捉えているか、また、川越市において自転車条例を制定する意向についてお伺いいたします。

交通安全教室が実施される手順及び三年間の実績をお答えいただきました。交通安全教室は、市民に対して直接啓蒙及び指導ができる点で有効な施策であると考えまます。過去三年間の実施実績としては、それぞれおおよそ二日に一度ほどのペースで開催されており、日ごろより指導啓蒙に励んでおられることが確認できました。

しかし、高齢者向けに開催された回数をお伺いいたしますと、全体の開催数に占める割合は一割ほどであり、世代別人口比率における高齢者の割合を考慮しますと、高齢者向けの開催数は少し少ないのかなと思われまます。この点につきましては、安全教室が行われる手順について申し込み制との御答弁がございましたので、高齢者からの申し込み自体が少ないためと思われまますが、今後は申し込みを待つといった姿勢ではなく、積極的に高齢者を対象とした啓蒙指導活動を行っていただきたいと考えております。

といいますのも、警察の資料によりますと、昨年中の国内における自転車乗用中の事故による死亡者数の年代別割合では、六十五歳以上の高齢者がおおよそ六

四%を占めていたと示されております。このような背景を考慮しまして、自転車の重大な事故を減らしていくためには、とりわけ高齢者の啓蒙活動が必要だと考えます。子供は教育の一環で指導を受ける機会があると思われませんが、高齢者はなかなか指導を受ける機会に恵まれておりません。

そこで、三回目の二点目として、高齢者向けに自転車の安全利用について啓蒙活動を行うために、高齢者向けの交通安全教室を市が主導して開催してはどうかお伺いいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。

(副市長登壇)

○副市長 双方向コミュニケーションについてのお尋ねでございます。市民ニーズの把握や市民の皆様とのよりよい関係の構築のためには、情報の発信だけでなく、双方向のコミュニケーションが重要であると認識しております。新たな情報発信手段を利用する際には、当該メディアの特性や庁内体制等を考慮し、双方向コミュニケーションについて検討してまいりたいと考えております。

続きまして、独自コンテンツについてでございます。情報収集や発信の手段が多様化している現在、より多くの市民の皆様へ情報を伝え、また意見を伺うための一つの有効な手段であると考えております。一方、開発や運用が必要となりますので、今後、本市の広報広聴の課題を整理する中で、その必要性について検討するとともに、他市の取り組み状況等を調査研究してまいりたいと考えております。

最後に、広報戦略プランの策定及び職員研修についてでございます。市民の皆様と情報を共有していくためには、戦略的に広報活動を展開していく必要があると考えております。その策定については今後検討してまいりたいと考えております。また、研修につきましては、広報活動に対する職員の理解を深め、意識をつくり、手法の統一的な認識を図るために有効と思いますので、検討してまいりたいと考えております。御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

(市民部長登壇)

○市民部長 御答弁申し上げます。

県に続き、坂戸市等の自治体で独自に自転車の安全な利用に関する条例を制定している状況をどのように捉えているかについてでございます。

県内市町村の自転車の安全な利用に関する条例の制定状況について、県の防犯・交通安全課にお尋ねしたところ、正式な調査は行っていないとのことござ

いましたが、坂戸市、蕨市、戸田市、行田市、上尾市の五市が条例を制定しているとのことでございます。自治体が独自に条例を制定した背景には、自治体として自転車の関係する交通事故の防止に対して非常に関心が高く、また、広く市民に密着している自転車をより安全に利用していただくため、自治体独自の規定を盛り込んだ条例を制定する必要があったものと考えております。

市といたしましては、自転車の関係する交通事故の発生が全国に比べて高い状況や、自転車利用者のマナーアップと安全利用の必要性や効果の観点から、条例の制定について検討してまいります。

最後に、高齢者向けの交通安全教室を市が主導して開催することについてでございます。

市内における高齢者の自転車利用者の交通事故の割合は、全ての自転車の関係する交通事故の二割近くを占めております。また、自転車事故の死者数だけを見ますと、平成二十四年から平成二十六年の三年間で、市内六名の死亡者のうち四名と実に三分の二の方が高齢者でございました。

こうした中、市といたしましては、高齢者を対象とした交通事故防止対策の一環として、警察官や交通指導員と協力して高齢者対象の交通安全教室を開催して注意を促し、交通事故防止につながればと考えているところでございます。こうしたことから老人クラブ等に市から協力をお願いいたしまして、交通安全教室を開催することなどを検討してまいります。

以上でございます。

※ 本資料は川越市議会の公式記録ではありません。

※ 川越市 HP から全ての議事録が閲覧可能です。

<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/benrinaservice/gikaikaigiroku.html>